

○松山衛生事務組合職員の単純な労務に雇用される 職員の給与の種類および基準を定める条例

制 定 昭和 41 年 6 月 23 日条例第 6 号

改 正 令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項により準用される地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（準用）

第 2 条 本組合職員の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 36 年松山市条例第 2 号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 2 日から適用する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。